

「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」について



総務部男女共同参画局
青少年男女共同参画課

鹿児島県青少年育成県民運動推進基本方針

基本理念

- 1 自立の精神、豊かな感性、グローバルな感覚、ふるさとを愛する心を持った青少年の育成
 - (1) 様々な課題に挑戦しつつ、自己の確立に向かって努力する姿
 - (2) 社会を構成する一員としての責任と誇りを自覚
 - (3) 環境保全や社会貢献等のため様々な活動に主体的・積極的に参画
 - (4) 情報化が進展する中で、適切に情報を活用する能力の習得
 - (5) 多様な価値観を尊重し、他者や地域社会と共生する姿
- 2 父母その他の保護者・大人の意識の高揚・啓発
 - (1) モラルの向上や地域の教育力を高めることが重要
 - (2) 子どもの多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、真正面から向き合い、寄り添い、見守ることが重要
- 3 地域ぐるみの青少年育成
 - (1) 青少年の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し
 - (2) 社会全体が連携・協力し、支え合う共生・協働の地域社会づくりが重要

基本方針

青少年の自立の精神や豊かな感性、グローバルな感覚、ふるさとを愛する心を育むことを目的とした「郷土に学び・育む青少年運動」を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進し、様々な分野で活躍する鹿児島の未来を担う青少年の育成に注力する。

<運動推進の4つの柱>

青少年の育成は家庭が基本であるという認識のもと、鹿児島の教育的伝統と風土を生かすとともに、多様性と包摂性のある社会を目指し、人権やジェンダー平等の視点への配慮、SDGsとの関連も意識しながら、運動推進の4つの柱をもとに、青少年の育成を推進する。

- ① 未来を切り拓く青少年の育成
- ② 地域全体で青少年を育む取組の推進
- ③ 青少年を守り育てる環境づくりの推進
- ④ 関係機関・団体の相互連携による運動の推進

現状・課題

- 1 青少年を取り巻く環境の変化
 - (1) 少子化の進行や共働き世帯の一般化、婚姻の在り方の多様化による世帯構造の変化など、家庭をめぐる状況の変化
 - (2) グローバル化・情報化の進展、地域社会の連帯感の希薄化など、社会環境の変化
- 2 青少年を取り巻く問題の深刻化
 - (1) 子どもの貧困、不登校、引きこもり、ニート、ヤングケアラー、市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)など、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える青少年の増加
 - (2) インターネット上の違法・有害情報や虚偽情報の拡散、誹謗中傷やいじめのほか、成年年齢引き下げに伴う消費者トラブルの懸念
 - (3) 刑法犯少年や薬物乱用少年、深夜はいかいかい・喫煙・飲酒等の不良行為少年、いじめ、暴力行為等の発生

「^{ふるさと}郷土に学び・育む青少年運動」の推進

「^{ふるさと}郷土に学び・育む青少年運動」推進要綱

その1 未来を切り拓く青少年の育成

- 1 青少年の主体的活動の促進
 - ① 「青少年育成の日」を中心とした青少年活動
 - ② 青少年の社会性や規範意識の向上
 - ③ 国際交流活動の促進
- 2 困難を抱える青少年の支援の推進
福祉・教育・医療など行政や関係機関・団体等による支援を推進

その2 地域全体で青少年を育む取組の推進

- 1 父母その他の保護者・大人の意識の高揚・啓発の推進
 - ① 大人の意識改革、教育力の強化
 - ② 「家庭の日」を中心とした子どもとのふれあいの促進
 - ③ 社会規範意識を高める取組の推進
 - ④ 社会全体で支え合う家庭教育支援の促進
- 2 地域ぐるみの青少年育成
 - ① 家庭・学校・職場・地域等が一体となった青少年育成
 - ② 異年齢集団での体験活動等の推進
 - ③ 「家庭の日」・「青少年育成の日」を中心とした活動の推進

その3 青少年を守り育てる環境づくりの推進

- 1 青少年を守る環境づくり
- 2 啓発・補導活動の強化、非行防止活動
- 3 青少年に必要な知識に関する情報提供や教育
 - ① 読書活動の取組の推進
 - ② ジェンダーギャップ解消の取組の推進
 - ③ 主権者教育、消費者教育の推進
 - ④ 情報リテラシーの習得支援
- 4 相談支援体制の充実

その4 関係機関・団体の相互連携による運動の推進

- 1 推進体制の充実・強化
 - ① 青少年育成県民会議・市町村民会議の連携強化
 - ② 青少年育成コーディネーターの活動の活性化
 - ③ 校区青少年育成組織を活用した運動の推進・強化
- 2 関係機関・団体が相互に連携した運動の推進
 - ① 行政と民間団体等が緊密に連携
 - ② 県、地域、市町村、校区段階での運動の推進

鹿児島県青少年育成県民運動推進基本方針

平成18年5月23日制定

平成21年5月26日一部改正

令和7年3月21日一部改正

1 基本理念

次代の鹿児島を担う青少年が、将来に夢を抱き、自立の精神と豊かな感性を持ち、グローバルな感覚に富み、ふるさとを愛する心を持った人間に成長することは県民すべての願いである。

(1) 自立の精神、豊かな感性、グローバルな感覚、ふるさとを愛する心を持った青少年の育成

青少年が、その成長段階に応じた様々な課題に挑戦しつつ、自己肯定感や自己有用感を高め、自己の確立に向かって努力することや、社会を構成する一員としての責任と誇りを自覚し、環境保全や社会貢献等のためのボランティア活動や、様々な交流活動に主体的・積極的に参画していくことはとても有意義で大切なことである。

また、社会の情報化が進展する中で、適切に情報を活用する能力を身に付け、社会の中で自立した個人として成長し、多様な価値観を尊重し他者や地域社会とともに生きていけるよう支援していくことが必要である。

(2) 父母その他の保護者・大人の意識の高揚・啓発

青少年問題の背景は、大人社会の反映であり、子どもの問題は大人の問題であることをしっかり認識し、家庭では父母その他の保護者が、地域社会では大人が、モラルの向上や地域の教育力を高めることが大切である。

また、大人が、次代の社会を担う子どもの多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、真正面から向き合い、寄り添い、見守ることが重要である。

(3) 地域ぐるみの青少年育成

青少年は社会のかけがえのない一員で、未来への希望を託すものであり、青少年が自己を確立していく上での自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しするため、行政のみならず、家庭・学校・職場、地域の自治会やボランティア、NPO等が地域の一員として、ともに連携・協力し、支え合う共生・協働の地域社会づくりが重要である。

2 現状・課題

(1) 今日、少子化の進行や共働き世帯の一般化、ひとり親・事実婚等の婚姻の在り方の多様化による世帯構造の変化など、家庭をめぐる状況に変化が生じている。

また、グローバル化・情報化の進展とともに、地域社会の連帯感の希薄化など、青少年を取り巻く社会環境が変化し、これらが、青少年の意識や行動に様々な影響を及ぼしている。

このような中で、地域の縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を活用した取組等により、多くの青少年が健全に育っている一方、社会生活を送る上での基本的ルールを十分に習得できない青少年もみられるようになっている。

(2) 非行の低年齢化，児童虐待，子どもの貧困，不登校，ひきこもり，ニート，ヤングケアラー，市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）など，青少年を取り巻く問題は深刻化し，社会生活を円滑に営む上で困難を抱える青少年が増加している。

情報化の進展に伴い，インターネット上のいわゆる闇バイト等の違法・有害情報や虚偽情報の拡散，誹謗中傷やいじめのほか，成年年齢引き下げに伴う消費者トラブルの懸念など，青少年の健全な育成に対する影響が憂慮されている。

また，刑法犯少年や薬物乱用少年，深夜はいかい・喫煙・飲酒等の不良行為少年や，いじめ，暴力行為の発生などが見られることから，その解決と抑止を図る必要がある。

3 基本方針

青少年の自立の精神^{ふるさと}や豊かな感性，グローバルな感覚，ふるさとを愛する心を育むことを目的とした「郷土に学び・育む青少年運動」を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進し，様々な分野で活躍する鹿児島県の未来を担う青少年の育成に注力する。

<運動推進の4つの柱>

青少年の育成は家庭が基本であるという認識のもと，鹿児島県の教育的伝統と風土を生かすとともに，多様性と包摂性のある社会を目指して，一人ひとりの人権やジェンダー平等の視点への配慮など個性や多様性を尊重し，持続可能でよりよい世界を目指すSDGsとの関連も意識しながら，次の4つを柱として青少年の健全育成を推進する。

なお，推進にあたっては，各年齢期（乳幼児期，学童期，思春期，青年期・ポスト青年期）に応じた青少年の育成に関する諸施策を，市町村をはじめ関係機関・団体との連携を密にしながら広く県民の理解と協力を得て積極的に実施するとともに，各市町村においても，それぞれの地域の特性を生かした各種の青少年健全育成事業を推進する。

① 未来を切り拓く青少年の育成

次世代を担う青少年が新たな社会課題に柔軟に対応できるよう，自分で考え，判断し，行動する主体的活動や，自然・社会体験活動，ボランティア活動などの社会貢献活動を促進するとともに，グローバルな感覚を持った青少年を育成するためにも各種国際交流事業を推進していく。

社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年の自立や社会参加に向け，個々の状況に応じたきめ細かな支援を推進していく。

② 地域全体で青少年を育む取組の推進

青少年の育成は家庭が基本であることを踏まえ，父母その他の保護者・大人の意識啓発を図るとともに，家庭，学校，職場，地域の自治会，ボランティア，NPOなど地域社会の構成員が連携し，それぞれの役割を果たしながら，地域ぐるみの青少年育成に取り組む。

また，子どもとのふれあいや青少年の主体的活動を促進するため，多様な家

庭や家族の形態があることを踏まえつつ、毎月第3日曜日の「家庭の日」や毎月第3土曜日の「青少年育成の日」の推進を図る。

③ 青少年を守り育てる環境づくりの推進

青少年が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組む。

また、青少年を心身ともに健全に育成するために、青少年を取り巻く環境の向上を目指すとともに、青少年健全育成に対する意識の高揚と地域を中心とした実践活動を促し、健全な社会環境づくりを推進する。

さらに、青少年が成年年齢を迎える前に必要となる知識を身につけることができるよう、教育機関や関係団体と連携し、主権者教育や消費者教育等の推進を図る。

④ 関係機関・団体の相互連携による運動の推進

国・県などの行政機関や、学校やNPOなどの関係機関・団体が協力しながら一体となった青少年を育む運動を推進する体制を強化するとともに、運動を支える人材の育成に取り組む。

また、関係機関・団体が緊密に連携しながら、青少年の社会参画を促進し、青少年を育てる気運を盛り上げ、活発な青少年育成活動が展開されるよう運動の推進を図る。

ふるさと 「郷土に学び・育む青少年運動」推進要綱

平成18年5月23日制定
平成21年5月26日一部改正
令和7年3月21日一部改正

1 運動の趣旨

鹿児島県青少年育成県民運動推進基本方針に基づき、青少年の自立の精神や豊かな感性、グローバルな感覚、ふるさとを愛する心を育むことを目的とした「郷土に学び・育む青少年運動」の普及・促進を図る。

2 運動の内容

「郷土に学び・育む青少年運動」の展開を通して、鹿児島の古くからの伝統である地域で青少年を育てる気風を盛り上げ、郷土に根ざしたグローバルな人材を育成するため、家庭・学校・職場・地域等は、青少年が主体的に活動するための場や機会を確保し、社会の中で自立した個人として成長していけるよう、地域ぐるみの青少年育成を推進する。

(1) 未来を切り拓く青少年の育成

① 青少年の主体的活動の促進

青少年が自分で考え、判断し、決定し、行動する主体的活動を促進するとともに、思いやりの心を持ったリーダーとなる青少年の育成を推進し、それぞれの団体や地域の特色を生かした活動内容となるように配慮する。

ア 「青少年育成の日」を中心とした青少年活動

青少年活動は、毎月第3土曜日の「青少年育成の日」を中心に実施し、青少年が自ら主体的に考え、判断し、行動するよう促すものとする。

イ 青少年の社会性や規範意識の向上

青少年が目標に向かって日々を有意義に過ごすことができるよう支援し、自然・社会体験活動や、ボランティア活動などの社会貢献活動を通して社会の一員としての自覚を持たせる。

ウ 国際交流活動の促進

青少年の国際理解を促し、国際性豊かな青少年の育成を図るため、国際交流事業への参加や様々な交流の広がりを促進する。

② 困難を抱える青少年の支援の推進

不登校、ひきこもり、ニート、ヤングケアラー、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）、発達障害など社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年の支援を、福祉・教育・医療など行政や関係機関・団体等が連携をとりながら推進する。

(2) 地域全体で青少年を育む取組の推進

① 父母その他の保護者・大人の意識の高揚・啓発の推進

ア 大人の意識改革，教育力の強化

青少年の問題は大人社会の問題の反映であることを踏まえ，大人の意識改革を進め，大人が，子どもの良き手本として行動することにより，家庭・学校・職場・地域等の教育力を高めていく。

また，大人自身が，社会の基本的なモラルやルールを身をもって次の世代に伝える。

イ 「家庭の日」を中心とした子どもとのふれあいの促進

多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ，毎月第3日曜日の「家庭の日」を中心に子どもとのふれあいの促進に努める。

ウ 社会規範意識を高める取組の推進

家庭や学校，職場，地域等が相互に持てる力を十分発揮し，社会とのつながりや規範意識を高める取組を推進し，それぞれの立場で青少年の成長に合わせた支援を行う。

エ 社会全体で支え合う家庭教育支援の促進

子どもが，基本的な生活習慣や生活能力，人に対する信頼感，豊かな情操，他人に対する思いやり，基本的倫理観，自尊心や自立心，社会的なマナーなどを身につけていく上で，家庭教育が重要な役割を果たしていることを再認識し，地域社会や学校，行政，企業等が社会全体で支え合う家庭教育支援の取組を促進する。

② 地域ぐるみの青少年育成

ア 家庭・学校・職場・地域等が一体となった青少年育成

家庭・学校・職場・地域等が連携し，それぞれの役割を果たしながら，青少年の主体的な活動を支援するとともに，地域社会全体が連携・協働して活動できる体制づくりを促進する。

家庭： 青少年が自立するために最も必要とされる基本的な生活習慣や豊かな情操を身につける場

学校： 教育活動の中で，児童・生徒が自ら学び，考え，行動する力を身につける場

職場： 働く喜びや社会の一員としての責任と自覚を身につける場

地域： 自然体験や社会体験等の豊富な体験を通して，ふるさとを愛する心や社会性を身につける場

イ 異年齢集団での体験活動等の推進

たくましく生きる力や郷土愛などを育む鹿児島のお古くからの伝統である地域で青少年を育てる気風を盛り上げ，異年齢集団での体験活動や伝統行事・伝統芸能・方言の継承等を推進する。

ウ 「家庭の日」・「青少年育成の日」を中心とした活動の推進

「家庭の日」・「青少年育成の日」の周知を広く行い、各学校・職場・地域等において、「家庭の日」における子どもとのふれあいの促進や、「青少年育成の日」における青少年の活動の推進に努める。

(3) 青少年を守り育てる環境づくりの推進

青少年を心身ともに健全に育成するために、青少年を取り巻く環境の向上を目指すとともに、青少年健全育成に対する意識の高揚と地域を中心とした実践活動を促し、健全な社会環境づくりを推進する。

① 青少年を守る環境づくり

大人、社会全体が自らの姿勢を正し、青少年の良き手本となるよう社会全体のモラルの向上を図るとともに、地域社会で青少年を見守る活動の充実や地域の教育力の向上を図り、青少年を取り巻く社会環境の整備を目指す。

② 啓発・補導活動の強化、非行防止活動

関係機関・地域が連携して行う啓発・補導活動や相談支援等を強化し、青少年の非行防止活動や非行等を行った青少年の立ち直り支援を推進する。

③ 青少年に必要な知識に関する情報提供や教育

ア 言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠な読書活動の取組を推進する。

イ 青少年が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダーギャップの解消に関する取組やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）などの知識の習得を推進する。

ウ 青少年が社会の中で自立し、主体的に行動できるよう、成年年齢を迎える前に必要となる知識を身につけるための主権者教育や消費者教育を推進する。

エ インターネットやSNS、AI等に関する情報リテラシーについて、青少年及び保護者等に対する習得支援や啓発、フィルタリングの利用促進等、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。

④ 相談支援体制の充実

複雑・多様化した様々な悩みをもつ青少年や保護者に対する相談支援体制の拡充や、気軽に相談できる場づくり、SNSを活用した相談窓口の整備等を行うとともに、行政やNPO等の相談機関が相互に連携して、適切な相談支援やサポートを行う。

(4) 関係機関・団体の相互連携による運動の推進

① 推進体制の充実・強化

ア 青少年育成県民会議・市町村民会議との連携強化

青少年育成県民会議を中心に、青少年育成市町村民会議や国・県などの

行政機関が連携・協力しながら，青少年を育む運動を推進する。

イ 青少年育成コーディネーターの活動の活性化

市町村における青少年育成の推進役として，市町村民会議への企画・運営面での参画をはじめ，青少年の現状把握や青少年育成関係機関・団体，青少年育成推進員への指導・助言等を行う。

ウ 校区青少年育成組織を活用した運動の推進・強化

校区内の青少年育成機関・団体，指導者等で組織された校区青少年育成組織の機能を強化し，校区で一体となった青少年を育む運動を推進する。

② 関係機関・団体が相互に連携した運動の推進

行政と民間団体等が緊密に連携し，家庭・学校・職場・地域等が青少年を主体的に育てる気運を盛り上げ，活発な青少年育成活動が展開されるよう，それぞれの立場から運動の推進を図る。

県 段 階（知事部局，教育委員会，警察本部，青少年育成県民会議）

地 域 段 階（地域振興局，支庁，教育事務所，警察署，青少年育成推進協議会）

市町村段階（市町村長部局，教育委員会，警察署，青少年育成市町村民会議）

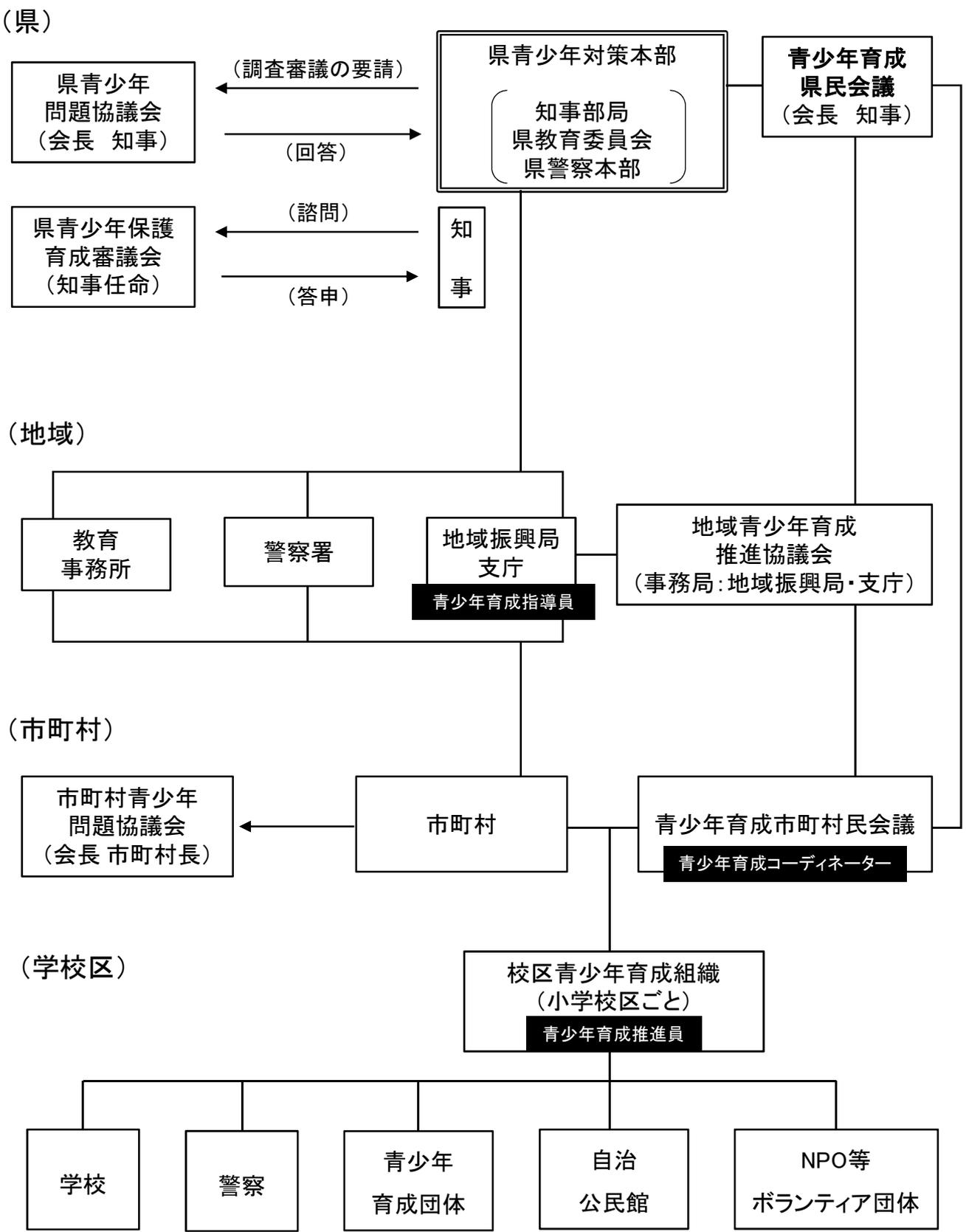
校 区 段 階（校区青少年育成組織等）

ア 青少年育成に関する広報啓発（メディアやインターネット・SNS等の活用，キャンペーン等の実施）や青少年育成実践事業を実施する。

イ 青少年育成指導員及び青少年育成コーディネーター，青少年育成推進員との連携を図りながら，地域の青少年活動を支援する。

ウ 青少年活動情報の収集・提供や，青少年を育む運動を支える人材の育成等により，地域の青少年活動の活性化を図る。

鹿児島県青少年育成の推進体制



青少年育成関係機関・団体一覧

事項	青少年問題協議会 青少年男女共同参画課	青少年対策本部 青少年男女共同参画課	青少年育成県民会議 青少年育成県民会議事務局 (青少年会館内)	青少年育成地区推進協議会 各地域振興局・両支庁 関係保健所	青少年育成市町村民会議 各市町村青少年行政主管課
設置目的等 (庶務)	都道府県及び市町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会を置くことができる。	青少年対策を総合的に推進するため、鹿児島県青少年対策本部を設置する。	この会議は、青少年問題の持つ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、政府及び県の施策と呼応して、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	地域(△市、□郡)内における青少年の育成に関する関係機関または団体相互の連絡協調を充実強化し、青少年のための県民運動を総合的・有機的に推進するため○○地区青少年育成推進協議会を置く。	青少年問題のもつ重要性にかんがみ、町民総ぐるみ運動を展開し、次代を担う心豊かなたくましい心身を持つ青少年の育成を図ることを目的とする。
所掌事務	(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を審議する。 (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の切実な実施を期するため必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。 前項に規定する事項に關し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。	(1) 青少年対策に関する総合的な企画の立案及びその推進に関すること。 (2) 青少年対策に関する知事部局、教育委員会及び警察本部の連絡調整に関すること。 (3) 青少年対策についての市町村に対する指導及び連絡に関すること。	(1) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動 (2) 家庭の健全化を図るための諸活動 (3) 青少年の非行防止のための諸活動 (4) 社会環境の浄化を図るための諸活動 (5) 健全育成施設の整備を促進するための諸活動 (6) 家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携を図るための諸活動 (7) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動 (ほか)	(1) 青少年の育成に関する関係機関又は団体相互の連絡協調を図ること。 (2) 鹿児島県青少年健全育成推進基本方針に基づく諸施策の普及推進を図ること。 (3) 青少年の健全な育成に関する諸活動の推進を図ること。 (4) 青少年の健全な育成に関する諸活動の推進を図ること。	(1) 青少年育成に関する広報啓発 (2) 青少年育成実践事業の実施 (3) 地域ぐるみの青少年健全育成の推進 (4) 青少年育成推進員の設置 (5) 地域の青少年活動の支援 (6) 青少年に関する情報の収集・提供 (7) 地域の青少年活動の活性化
構成団体	会長；知事 委員；県議会、市長会、町村会、 青少年育成関係団体 マスコミ関係者 行政関係者 等 計 20人	本部長；知事 副本部長；副知事、教育長 本部長；警察本部長 本部長；知事部局関係部長 生活安全部長 教育次長 幹事；関係各課長	会長；知事 副本部長；原之園 政治 委員；青少年団体 青少年育成団体 ロータリークラブ、フレイズクラブ マスコミ関係 市町村民会議 地区青少年育成推進協議会 等 (2・3 団体)	地域振興局、教育事務所 福祉事務所、警察署 市町村青少年担当課長 地区子ども会育成連絡協議会 地区PTA連絡協議会 地区女性団体連絡協議会 地区青年団連絡協議会 地区保護司会 市町村青少年育成推進員 等で構成	各市町村 市町村青少年行政主管課長等 市町村子ども会育成連絡協議会 市町村PTA連絡協議会 市町村女性団体連絡協議会 市町村公民館 市町村父母の会 市町村教職員 青少年育成推進員 等で構成
根拠法令等	・地方青少年問題協議会法 ・鹿児島県青少年問題協議会設置条例	・鹿児島県青少年対策本部設置規程	・県民会議規約	・設置要綱、会則等	・設置要綱、会則等